

与那原町新型インフルエンザ対策  
行 動 計 画

平成22年4月  
与那原町

## はじめに

近年、新型インフルエンザが世界的に広がり、大流行することが懸念されています。新型インフルエンザとは過去にヒトが感染したことのないまったく新しいタイプのインフルエンザのことです。鳥などからヒトに感染するインフルエンザウイルスは、その性質を少しずつ変化させ、ときに突然大きな変化を起こし、世界的大流行を起すことが知られています。過去には1918年のスペインかぜ、1957年のアジアかぜ、1968年の香港かぜが新型インフルエンザとして出現し、世界的な大流行をひきおこして人類に甚大な被害をもたらしました。

世界保健機構（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性はかつてないほど高まっていると警告しています。新型インフルエンザが出現した場合、人類はまだ誰も免疫をもっていないため、世界中での大流行は不可避であると言われています。また国際的交通網が発達した現代では、流行するスピードが今までになくはやいのではと心配されます。

近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ（H5N1）が流行しこのウイルスに人が感染し、死亡する例も報告されている（H15年12月～H20年12月の間で、発症者387名、うち死亡者245名）、これによる人から人への感染は確認されていないがその危険性は高まっている。そのような中、2009年4月に豚インフルエンザによる新型インフルエンザがメキシコや米国から世界各地に拡大し、日本国内、沖縄でも感染者が確認された。この新型ウイルス（H1N1型）は、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1型）とは異なり、病原性は低いとされる。しかし、今後人から人に感染が広がれば、人の体で増やすウイルスが残り病原性が高まる恐れがあるとされている。

これら新型インフルエンザウイルスの脅威に対して、国は「新型インフルエンザ対策行動計画」を、沖縄県は「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、それぞれ対策を進めています。

与那原町は、国、県の行動計画を踏まえて、新型インフルエンザによる健康被害および社会的・経済的な混乱を最小限に抑えるため「与那原町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、この計画をもとに、すべての部署が一体となって、新型インフルエンザ対策を効果的に推進し、万全の対策を講じてまいります。

平成21年7月

平成22年4月改正

< 目次 >

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 基本方針

1 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  
2 健康被害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  
3 新型インフルエンザの発生段階・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
4 行動計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4  
5 各課の主な役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5  
6 今後の主な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 レベルごとの行動計画

1 前段階（未発生期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7  
2 第一段階（海外発生期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9  
3 第二段階（国内発生期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11  
4 第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）・・・・・・・・・・・・ 15  
5 第四段階（小康期）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

資料

用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第1章 基本方針

### 1 計画の基本的な考え方

新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破綻に至らせないことと、重症化しやすい人などへの対処方法を準備し守ることにある。そのため国及び県は「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、それぞれ対策を進めています。国県の行動計画には、市町村における計画策定を義務付けてはいませんが、その健康被害と社会経済の破綻という重大性に鑑み、本町においても、国・県の行動計画と整合性を図りながら、対策に取り組みます。

(1) 迅速かつ的確な情報提供に努めます。

国内外での発生状況や感染防止の方法、発生した場合あるいは新型インフルエンザが疑わしい症状のある場合などの医療機関への問い合わせや受診のしかたについて、分かりやすい方法で情報を伝え、注意を喚起していきます。(このことが社会全体で新型インフルエンザの流行を防ぐ取り組みの柱になると考えます。)

(2) 感染拡大を防止するために地域や職場などが連携して取り組みます。

事業所、学校をはじめとして、集会や各種イベントなども含めて感染拡大の場所や機会が存在することから、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなど感染拡大防止のための個人の行動に加えて、学校や事業所と連携し感染拡大防止に取り組みます。

(3) 基礎疾患を有するものなど重症化が懸念される場合への対応に努めます。

妊婦、乳幼児、基礎疾患を有する者、高齢者など重症化が懸念される人への支援、医療提供の方法、ワクチン接種による重症化の予防などの支援体制を整備し速やかに実行します。

### 2 健康被害の想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を完全に予測することは難しいとされています。

国の行動計画は、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、過去に世界で起こったアジアインフルエンザを中程度（致死率 0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率 2%）として、入院患者数、死亡者数を推計したのが下表です。

今回、「沖縄県推計値」を参考に沖縄県推計値を人口比で本町にあてはめ与那原町の流行予測を推定した。

#### ◆国・沖縄県・与那原町、新型インフルエンザの流行規模の予測

	国推計値	沖縄県推計値	与那原町推計値
患者数下限値	13,000,000 人	139,000 人	2,080 人
患者数中間値	17,000,000 人	182,000 人	2,720 人
患者数上限値	25,000,000 人	267,000 人	4,000 人
入院患者数（中程度）	530,000 人	5,680 人	84 人
入院患者数（重度）	2,000,000 人	21,430 人	320 人
死亡者（中程度）	170,000 人	1,820 人	27 人
死亡者（重度）	640,000 人	6,850 人	102 人
一日最大入院患者数	101,000 人	1,080 人	16 人

※一日最大入院患者数は、人口の 2.5%が罹患し、流行が 8 週間続くという仮定において流行発生から 5 週目における推計値である。

### 3 新型インフルエンザの発生段階

新型インフルエンザの発生段階は次のとおりです。

各発生段階は、国の新型インフルエンザ対策本部が決定しますが、第三段階については、都道府県独自の対応が必要となる場合を考慮して、3つに小分類し、その移行は国と協議して都道府県が判断するものとされています。

<発生段階と状態>

前段階（未発生期）：新型インフルエンザが発生していない状態

第一段階（海外発生期）：海外で新型インフルエンザが発生した状態

第二段階（国内発生早期）：国内で新型インフルエンザが発生した状態

第三段階：国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

—都道府県判断—

感染拡大期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期：各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

回復期：各都道府県において、ピークを超えたと判断できる状態

第四段階（小康期）：患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

### 4 行動計画の概要

インフルエンザは、感染症法に規定される疾病であり、平時の対策は保健衛生部門が中心となり取り組んでいる。しかし、新型インフルエンザ対策では、国・都道府県・市町村との連携の下に、健康被害を最小限に止めるための個別的な医療保健対応だけでなく、感染拡大の防止対策を積極的に講じていくことが重要となる。感染拡大防止のためには、社会活動における人と人との接触の機会を少なくすることが必要である。そのため、住民への広報活動を行うことや学校や通所施設等の臨時休業、イベントの中止や企業活動の自粛、住民集会や外出の自粛を求めること等、迅速な社会的活動制限の実施が必要となる。

以上のことから、新型インフルエンザ対策における基本的な対応は、単なる感染症対策ではなく、行政・医療機関・学校・企業・住民等が連携・協働し、地域社会全体で取り組む危機管理体制を整備することであり、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割は、住民の生活を維持していくためにライフラインの確保を含む生活の基盤となる行政サービスを継続維持しつつ、全住民への情報提供を行い意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザの流行により孤立化しやすく生活に支障を来すことが予測される世帯等への支援を行っていくことである。そのためには、発生段階の応じた対策を実施していくことが必要となる。

本町の新型インフルエンザ発生段階に応じた主たる対策は、次のとおりです。

発生段階	主な対策
前段階（未発生期）	<ul style="list-style-type: none"><li>町の業務継続計画、マニュアル等の作成</li><li>高齢者、障害者等社会的弱者の支援の検討</li><li>個人防具等、必要な物資の備蓄</li><li>新型インフルエンザに関する情報の収集</li><li>新型インフルエンザの知識、予防対策等の情報提供</li><li>ワクチンに係る国の優先順位等に基づく主体的な接種</li><li>遺体安置場所の検討と準備、埋火葬体制の整備</li></ul>
第一段階（海外発生期）	<ul style="list-style-type: none"><li>健康相談窓口の設置</li><li>新型インフルエンザに関する情報の収集</li><li>新型インフルエンザの知識、予防策等情報提供</li></ul>

第二段階（国内発生期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与那原町新型インフルエンザ対策本部の設置</li> <li>・ 生活相談窓口の設置</li> <li>・ 県内発生時の外出、集会の自粛など社会活動の制限等県との連携の下、要請検討（町内発生の場合は学校、保育所など県との連携の下臨時休業を実施）</li> <li>・ 患者及び接触者があればその支援</li> </ul>
第三段階（感染拡大期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 与那原町新型インフルエンザ対策本部の強化（町内発生時の本部長を町長とする態勢の再編など）</li> <li>・ 外出、集会の自粛等社会活動の制限の要請</li> <li>・ パニック等防止するための広報活動</li> </ul>
（まん延期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会活動の制限時の高齢者、障がい者など社会的弱者の支援</li> <li>・ 在宅患者の支援</li> <li>・ ライフラインの確保</li> <li>・ 入院病床不足への対応（町施設での受け入れ検討）</li> </ul>
（回復期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出、集会の自粛など社会活動制限の段階的解除</li> <li>・ 学校、保育所等の臨時休業の解除</li> <li>・ 相談窓口の縮小</li> </ul>
第四段階（小康期）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 順次通常体制へ移行</li> <li>・ 再燃に備えた行動計画および対策本部等の見直し</li> </ul>

## 5 各課の主な役割

新型インフルエンザ対策を的確かつ迅速に実施するためには各課が連携をとりながら全庁的取り組みを行う。各課の主な役割の共通事項としては、次の事項で、各課の個別的な役割は表に示すとおりである。

- ① 感染拡大状況調査
- ② 情報提供・共有（リスクコミュニケーション） に関すること
- ③ 各課対策業務の安定的遂行に関する体制整備（業務計画、関係マニュアル作成）
- ④ 所管施設及び利用者へ感染防止策の周知
- ⑤ 所管施設の利用制限、閉鎖、臨時休業などに関すること
- ⑥ 行事、催し物などの中止に関すること
- ⑦ 関係機関との連絡・調整に関すること

班名（課名）	主 な 役 割	応 援 課
総務・広報班 （企画総務課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国、県、近隣市町村との連携に関すること</li> <li>* 社会的活動及び事業活動等の自粛要請などに関すること</li> <li>* 住民への情報提供、広報に関すること</li> <li>* 新型インフルエンザ対策本部の設置、運営に関すること</li> <li>* 新型インフルエンザ対策本部事務局に関すること（情報の集約）</li> <li>* 警察、消防（救急）との連携などに関すること</li> <li>* 臨時予算に関すること</li> <li>* 人員配置に関すること</li> <li>* 職員の健康管理、感染防止策に関すること</li> <li>* 車両の確保に関すること</li> <li>* 食料品、生活必需品の確保に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 議会事務局</li> <li>* 出 納 室</li> </ul>

生活支援班 (福祉課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 独居老人や障害者など社会的弱者への対応</li> <li>・対象世帯の把握</li> <li>・対象世帯の生活支援（情報提供、生活必需品の提供など）</li> <li>・対象者世帯の生活支援に対する、関係者（民生員など）との連携に関するすること</li> <li>* 福祉サービスの継続利用に関すること</li> <li>* 社会福祉施設（保育所など）における感染防止に関すること</li> <li>* 社会福祉施設（保育所など）の閉鎖に関すること</li> <li>* 身元不明遺体の措置に関すること</li> <li>* 上水道の安定供給の維持に関すること</li> </ul>	* 上下水道課
感染症対策班 (健康保険課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新型インフルエンザに関する情報収集及び情報提供に関すること</li> <li>* 保健所との連携に関すること</li> <li>* 相談窓口に関すること</li> <li>* 患者発生時の対応に関すること（県と連携のもと実施）</li> <li>・新型インフルエンザ在宅患者への支援に関すること（健康調査など）</li> <li>・接触者調査に関すること</li> <li>・汚染場所の消毒に関すること</li> <li>* 支援者(職員)の個人防護具の備蓄に関すること</li> <li>* 新型インフルエンザワクチンの予防接種に関すること</li> </ul>	
保安・移送班 (まちづくり課・住民課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一般廃棄物の収集、運搬に関すること</li> <li>* ごみの排出抑制に関すること</li> <li>* 埋火葬に関すること</li> <li>・火葬場の処理能力の把握や稼働時間等の拡大要請などに関すること</li> <li>・遺体に対する適切な対応（一時遺体安置所に関することなど）</li> <li>* 地域封じ込めに関すること（警察への協力）</li> </ul>	
施設班 (教育委員会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 学齢児童生徒の感染予防に関すること</li> <li>* 学校の臨時休業及び休業時の児童生徒の応急教育に関すること</li> <li>* 在宅児童生徒の見回りに関すること</li> <li>* 保護者及び児童生徒への相談窓口に関すること</li> </ul>	

## 6 今後の主な取り組み

新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されるため、与那原町新型インフルエンザ対策行動計画は、今後の情勢を踏まえて、随時見直しを行います。

また、行動計画実施にあたっては、国、県、近隣自治体、関係機関との連携・協力を十分に図りながら対策を推進し、流行の拡大防止を図る上で、行政機関や医療機関の努力はもとより、区民や事業者の協力が不可欠である。日頃から協力が得られるように情報を共有し、意識を高められるような方策を講じる。

## 第2章 レベルごとの行動計画

### 1 前段階（未発生期）：新型インフルエンザが発生していない状態

目的：発生に備えて体制の整備を行う。

#### 1) 実施体制と情報収集

[行動計画の策定]

- ・与那原町新型インフルエンザ対策行動計画を策定する。必要に応じて、随時見直しを行う。
- ・さらに「業務継続計画」を策定する。

[業務継続計画・マニュアルの策定]

- ・各課は、行政機能を維持するため、業務継続計画・マニュアルを作成し、職員への啓発、物資の備蓄などの必要な準備を進める。必要に応じて、随時見直しを行う。(全課)

[情報収集]

- ・国、県を通じ、また、インターネット等で高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザに関する情報を収集する。(企画総務課・健康保険課)

○国の情報

厚生労働省ウェブサイト：<http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所ウェブサイト：<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターウェブサイト：<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

外務省海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp>

インフルエンザ情報早期把握システム：<http://www.flu.msi.co.jp/graph/>

厚生労働省検疫所(海外渡航者のための感染症情報)：<http://www.forth.go.jp/>

○沖縄県のウェブサイト

健康保健部健康増進課・沖縄県インフルエンザ対策行動計画：

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=80&id=15892&page=1>

○世界の情報

世界保健機関(WHO) のウェブサイト

鳥インフルエンザ：[http://www.who.int/csr/disease/avian\\_influenza/en/](http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/)

インフルエンザ：<http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/> 10

#### 2) 予防・まん延防止

[国・県の主な対策]

- ・国は、国内で鳥インフルエンザが発生した場合は、都道府県に対して、感染家畜等への防疫措置(患畜等の殺処分等)について助言し、感染拡大を防止する。

[鳥インフルエンザへの対応]

- ・県内で鳥インフルエンザが発生した場合及び鳥インフルエンザが人に感染した場合は、国・県で必要な対策を



講じることとなっているため、町は状況把握に努め、県の要請があればその対応に協力する。(まちづくり課・健康保険課)

- ・学校、施設、家庭等で家畜を飼養している者に対して、野鳥との接触を避けるとともに衛生管理（マスクの着用、手の消毒等）に心掛けるよう周知する。(福祉課・学校教育課・まちづくり課)

#### [学校、保育施設等における対応]

- ・学校、保育施設について、①感染防止対策、②臨時休業、③休業期間中の応急教育・保育及び児童等の生活支援等に関する対応マニュアルを作成するとともに、学校、保育施設等との連絡体制や情報提供・共有の体制の整備を進める。(福祉課、学校教育課)

#### [個人防護具等の確保]

- ・新型インフルエンザが発生し、流行が始まれば様々な個人防護具等が必要となってくるが、物流の停滞や買い占め等による不足が想定されるため、必要な個人防護具等（マスク、手袋、石鹸、手指消毒用アルコール等）をあらかじめ備蓄する必要がある。
- ・最初に感染者に接触する可能性のある健康保険課等の職員の感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等の備蓄を進める。(総務課、健康保険課)
- ・来庁住民や対策本部の役割遂行及び通常業務の継続に従事する職員の感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等の備蓄を進める。(企画総務課、関係課)

#### [手洗い、マスク着用の周知]

- ・新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にある。このため、新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する手洗いやマスク着用などの周知・注意喚起を図る。(健康保険課・企画総務課)

#### [発熱相談センター]

- ・第一段階（海外発生期）における県の設置要請に備え、発生段階に応じた相談体制（人員、相談時間等）の検討等、設置準備を進める。スタッフは原則として町に勤務する保健師、看護師とする。(健康保険課、企画総務課)
- ・電話相談に対応するためのマニュアル、Q&Aの作成についても準備を進める。(健康保険課)

### 3) 情報提供・共有

- ・町ホームページ、広報媒体を用いて、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策などについて、町民に情報提供を行う。(企画総務課、健康保険課)
- ・医師会、保健所等の関係機関に対し、町の新型インフルエンザ対策について周知を行う。(企画総務課、健康保険課)
- ・生活相談窓口の検討(企画総務課)
- ・新型インフルエンザ患者の早期発見等のために設置される発熱相談センターとは別に、住民からの生活相談など、一般的な問い合わせに対応する電話相談窓口の設置を検討する。(企画総務課、健康保険課、福祉課、関係課)

### 4) 社会・経済機能の維持

#### [水道の維持]

- ・水道の安定供給を維持するための準備を進める。(上下水道課)

#### [ごみ収集の維持]

- ・ごみ収集を維持するための準備を進める。(まちづくり課)

#### [事業者の事業継続計画]

- ・事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染防止策、重要業務の継続や不要不急の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行なうよう、要請する(企画総務課)

#### [社会的弱者に対する支援]

- ・自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯を把握し、発生後速やかに食料品・生活必需品等の提供など必要な支援ができるよう、検討する。(企画総務課、福祉課、関係課)
- ・事業者へ食料品・生活必需品等の生産、流通、販売をできるだけ維持してもらえようあらかじめ要請し、供給協定の締結等による連携を図る。(企画総務課)

## 2 第一段階 海外発生期：海外で新型インフルエンザが発生した状態

目的：○ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。

○国内発生に備えて体制の整備を行う。

### 1) 実施体制と情報収集

#### [国・県の主な対策]

- ・国の新型インフルエンザ対策本部の設置
- ・国は、WHOがフェーズ4の宣言を行った場合には、内閣総理大臣、国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、水際対策等の初動方針について決定する。

#### [情報の収集]

- ・国、県を通じ、また、インターネット等で新型インフルエンザに関する情報を収集する。(企画総務課・健康保険課)

### 2) 予防・まん延防止

#### [国・県の主な対策]

- ・国は、海外で新型インフルエンザが発生した場合、直ちに新型インフルエンザ対策本部を設置し、次の侵入防止策を講じる。
- ・発生国からの航空機・船舶に対する検疫の実施を次の空港・港に集約化する。
- ・4 空港(成田、関西、中部、福岡)
- ・3 港(横浜、神戸、関門)、貨物船は3港以外の検疫港
- ・検疫は、検疫所、入国管理局、税関、海上保安部署、空港管理会社、港湾管理者等、関係機関が連携しつつ実施する。

- ・外務省を通じ、発生国から来航する航空機・船舶が、在日米軍施設・区域から我が国に入国する場合、在日米軍に対し、感染拡大防止のため必要に応じて、在日米軍施設・区域内で適切な検疫措置が講じられるよう要請する。

#### [水際対策への協力]

- ・国・県から要請があれば、水際対策に協力する。

#### [不要不急の渡航延期の勧告]

- ・住民に対して、不要不急の渡航延期を勧告する。(企画総務課)

#### [手洗い、マスク着用の周知]

- ・新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にある。このため、新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する手洗いやマスク着用などの周知・注意喚起を図る。(企画総務課・健康保険課・関係課)

#### [発熱相談センターの設置]

- ・患者の早期発見、感染拡大防止、町民の心理的サポート等に対応するための電話相談窓口として、発熱相談センターを設置する。(健康保険課)

### 3) 個人防護具等の確保

- ・新型インフルエンザが発生し、流行が始まれば様々な個人防護具等が必要となってくるが、物流の停滞や買い占め等による不足が想定されるため、必要な個人防護具等（マスク、手袋、石鹸、手指消毒用アルコール等）をあらかじめ備蓄する必要がある。
- ・引き続き、感染者に接触する可能性のある健康保険課職員などの感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等の備蓄を進める。(総務課、健康保険課)
- ・引き続き、来庁町民や対策本部の役割遂行及び通常業務の継続に従事する職員の感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等の備蓄を進める。(総務課、健康保険課)

### 4) 情報提供・共有

#### [情報提供]

- ・町ホームページ、広報媒体を用いて、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策などについて、市民に情報提供を行う。(企画総務課・健康保険課)

#### [町民への備蓄の呼びかけ]

- ・町民に対し、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄を呼びかける。(健康保険課、総務課)

#### [生活相談窓口]

- ・市民からの生活相談など一般的な問い合わせに対応できる相談窓口の設置を進める。(企画総務課・健康保険課・福祉課・関係課)

#### [発熱相談センターの周知]

- ・新型インフルエンザへの感染を疑う者は、まず、発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを呼びかけるなど、発熱相談センターに関する情報を町民に周知する。(企画総務課・健康保険課)

## 5) 社会・経済機能の維持

### [水道の維持]

- ・引き続き、水道の安定供給を維持するための準備を進める。(上下水道課)

### [ごみ収集の維持]

- ・引き続き、ごみ収集を維持するための準備を進める。(まちづくり課)

### [町民への食料品等の備蓄の推奨]

- ・新型インフルエンザが海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想されたため、町民に対し、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄を推奨する。(健康推進課、関係課)

### [高齢者等社会的弱者に対する支援]

- ・自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯を把握し、発生後速やかに食料品・生活必需品等の提供など必要な支援ができるよう、検討する。(企画総務課、福祉課、関係課)

### [新型インフルエンザ在宅患者への支援]

- ・在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とその具体的手続きについて検討する。(健康保険課、福祉課、学校教育課、まちづくり課)

### [事業者への対応準備要請]

- ・事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場での感染防止策及び業務の継続又は自粛の準備を行なうよう、要請する。(企画総務課)

## 6) 埋火葬

### [遺体の火葬・安置]

- ・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。(まちづくり課・住民課)
- ・遺体の保存作業に必要な人員、車両等の確保について、県と連携して、準備を進める。(企画総務課、まちづくり課)

## 3 第二段階 国内発生早期：国内で新型インフルエンザが発生した状態

目的：国内での感染拡大をできる限り抑える。

### 1) 実施体制と情報収集

#### [国・県の主な対策]

- ・国の新型インフルエンザ対策本部は、国内での感染拡大防止対策に関する基本的対処方針を決定する。

#### [与那原町新型インフルエンザ対策本部の設置]

- ・‘町内発生無し’のときは副町長“を‘町内発生有’のときは町長”を本部長とする「与那原町新型インフルエンザ対策本部」を設置し、県内・町内発生に備え、即応体制を確保する。(企画総務課、健康保険課)
- ・本部事務局を設置する。(企画総務課)

#### [情報収集]

- ・国、県を通じ、また、インターネット等で新型インフルエンザに係る情報を収集し、国内での発生状況を把握する。(企画総務課、健康保険課)

## 2) 予防・まん延防止

#### [国・県の主な対策]

- ・国は、都道府県等や医療機関等に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者又は医療従事者であって十分な防御なくウイルスの暴露を受けた者に対し、健康観察、外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行なうよう要請する。
- ・県は、管内で第1例目の患者が確認された時点で、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請する。ただし、生活圈や通勤、通学等の状況等を勘案して、町単位で臨時休業の判断を行なうこともあり得る。

#### [社会活動の制限等による感染防止対策]

- ・次により、町民や関係者に対して感染拡大防止対策の要請を行なう。
  - ① 町民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(企画総務課、健康保険課、関係課)
  - ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(企画総務課、関係課)
  - ③ 通所施設等の設置者に対し、臨時休業を要請する。(福祉課)
  - ④ 町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(企画総務課、健康保険課、福祉課、教育委員会、関係課)
  - ⑤ 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。(健康保険課)
  - ⑥ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。(企画総務課)

#### [町立の学校、保育施設等の臨時休業]

- ・県は、管内で第1例目の患者が確認された時点で、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請することとなっているため、町立の学校、保育施設等は、県の要請があれば、臨時休業の開始時期を決定し、速やかに臨時休業を実施する。(福祉課、学校教育課)

#### [町施設の感染防止対策]

- ・不特定多数の町民が利用する施設は、感染拡大の場となる危険があるので、状況に応じて利用制限、施設閉鎖を行う。(関係課)
- ・本町が主催等する行事、催し物は、状況に応じて中止する。(関係部局)
- ・新型インフルエンザに関する情報を所管施設へ提供し、マスク着用等の基本的な感染防止策の徹底を周知する。(関係課)

### 3) 地域封じ込めが実施される場合の対策

#### [国・県の主な対策]

- ・国は、離島や山間地域などにおいて一定の条件を満たす場合には、地域住民全体への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。

#### [町の主な対策]

- ・国が、本町を含む地域について地域封じ込めの実施を決定した場合は、県・保健所の要請があれば、個別訪問による抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や個別訪問による食料品・生活必需品等の支給等に協力する。  
(総務課、健康保険課)
- ・地域内での広報活動、学校等の臨時休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について関係者に協力を要請する。(関係部局)

### 4) 医療

#### [国・県の主な対策]

- ・国は、都道府県等に対し、感染症法に基づき新型インフルエンザ患者を感染症指定医療機関等に搬送し、入院治療を行うよう要請する。
- ・国は、都道府県に対し、新型インフルエンザの可能性のある者とそれ以外の者を振り分ける発熱外来を整備するよう要請する。

#### [発熱外来]

- ・地域内の県設置の発熱外来の設置箇所、診療時間等について把握する。(健康保険課)

#### [発熱相談センター]

- ・相談件数の増加に応じて、専用回線数、人員等を増強し、電話相談体制を強化する。(企画総務課、健康保険課)

### 5) 個人防護具等の確保

- ・流行の拡大に備え、従事者の感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等を確保する。(企画総務課、健康保険課)
- ・流行の拡大に備え、来庁者や対策本部の役割遂行及び通常業務の継続に従事する職員の感染防止のため、個人防護具、医薬品、消毒薬等の備蓄を進める。(企画総務課、関係課)

### 6) 情報提供・共有

#### [情報提供]

- ・国内や域内での発生状況、対策、交通機関の運行状況等を情報提供するとともに、随時、市民へメッセージを発生、風評等による混乱防止を図る。(企画総務課、健康保険課)
- ・町ホームページ、広報媒体を用いて、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策などについて、市民に情報提供を行う。(健康保険課)

#### [町民への備蓄の呼びかけ]

- ・町民に対し、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄を呼びかける。（企画総務課、健康保険課、関係課）

#### [高齢者等社会的弱者への情報提供]

- ・高齢者及び障がい者等社会的弱者に対して、新型インフルエンザの発生状況、感染拡大防止対策等について情報提供する。（福祉課）

#### [外国人への情報提供]

- ・町内に在住する外国人に対して、新型インフルエンザの発生状況、感染拡大防止対策等について情報提供する。（住民課）

#### [発熱相談センターの周知]

- ・新型インフルエンザへの感染を疑う者は、まず、発熱相談センターへ電話等により問い合わせることを呼びかけるなど、発熱相談センターに関する情報を町民に周知する。（健康保険課）

#### [発熱外来の周知]

- ・発熱を有する者は、まず、発熱外来を受診するよう呼びかけるなど、発熱外来に関する情報を町民に周知する。（健康保険課）

#### [生活相談窓口]

- ・町民からの生活相談など一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、生活相談窓口に関する情報を町民に周知する。（企画総務課、健康保険課、学校教育課、福祉課）

#### [対策本部設置の周知等]

- ・与那原町新型インフルエンザ対策本部の設置を町民に周知する。（企画総務課、健康保険課）
- ・県内で新型インフルエンザが発生した場合は、対策本部長が対策強化を表明する。（企画総務課、健康保険課）
- ・情報の一元化のため広報担当を設置し、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。（企画総務課、健康保険課）

## 7) 社会・経済機能の維持

#### [水道の維持]

- ・人員を確保して、水道の安定供給を維持する。（上下水道課）

#### [ごみ収集の維持]

- ・人員を確保して、ごみ収集を維持する。（まちづくり課）
- ・通常の収集回数等の維持が困難になる事態に備え、町民、事業者へごみの排出抑制について協力要請する。（まちづくり課）

#### [事業者への対応]

- ・事業者に対し、不要不急の業務の縮小に向けた取組みや職場での感染防止策を開始するよう、要請する。（企画総務課、関係課）

- ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。(企画総務課、関係部課)

#### [高齢者等社会的弱者に対する支援]

- ・自治会等と連携して独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯を把握し、発生後速やかに食料品・生活必需品等の調達、配布方法など支援策の具体的実施方法等について検討する。(企画財務課、福祉課、関係課)

#### [新型インフルエンザ在宅患者への支援]

- ・在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とその具体的手続きについて検討する。(健康保険課、福祉課、まちづくり課、学校教育課)

## 8) 埋火葬

#### [円滑な火葬及び遺体保存の実施]

- ・遺体の搬送・火葬の作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。(まちづくり課)
- ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を実施する。(まちづくり課)

4 第三段階 感染拡大期／まん延期／回復期：国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態、感染拡大期各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態、まん延期各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態、回復期 各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態

目的：○健康被害を最小限に抑える。

○医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

## 1) 実施体制と情報収集

#### [国・県の主な対策]

- ・国の新型インフルエンザ対策本部は、国全体として感染拡大期に入ったこと、感染のピークを越えたこと等を宣言するとともに、それぞれの段階に応じた対策の基本的対処方針を決定する。

#### [与那原町新型インフルエンザ対策本部体制の強化]

- ・感染拡大期、まん延期に備え、「那覇市新型インフルエンザ対策本部」の対策を強化する。(企画総務課、健康保険課)
- ・本部事務局の体制(執行室の確保、職員の増員、情報伝達等通信機器の整備等)を強化する。(企画総務課、健康保険課)
- ・全課は、対策本部の指示に従い、職員を動員して対策を講じる。(全課)

#### [情報収集]

- ・国、県を通じ、また、インターネット等で新型インフルエンザに関する情報を収集する。(健康保険課)



## 2) 予防・まん延防止

### [国・県の主な対策]

- ・国は、都道府県等や医療機関等に対し、まん延期における患者との濃厚接触者(同居者を除く。)及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるように要請する。
- ・国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設、基地等多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、要請する。
- ・県は、学校、保育施設等の設置者に対し、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚労省と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、要請する。

## 3) 感染拡大期/まん延期

### [社会活動の制限等による感染防止対策]

- ・引き続き、次により、町民や関係者に対して感染拡大防止対策の要請を行なう。
  - ① 町民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(健康保険課)
  - ② 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。(関係課)
  - ③ 通所施設等の設置者に対し、臨時休業を要請する。(関係課)
  - ④ 町民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。(企画総務課、関係課)
  - ⑤ 事業者に対し、不要不急の業務を縮小するよう要請する。(関係課)
  - ⑥ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染防止対策を講ずるよう要請する。(企画総務課)

### [町立の学校、保育施設等の臨時休業]

- ・県は、管内で第1例目の患者が確認された時点で、学校等の設置者に対し、臨時休業を要請することとなっているため、町立の学校、保育施設等は、県の要請があれば、臨時休業の開始時期を決定し、速やかに臨時休業を実施する。(福祉課、学校教育課)

### [所管施設等に対する感染予防対策]

- ・不特定多数の町民が利用する本町施設は、感染拡大の場となる危険があるので、利用制限、施設閉鎖を行う。(関係課)
- ・本町が主催等する行事、催し物は中止する。(関係課)
- ・新型インフルエンザに関する情報を所管施設へ提供し、マスク着用等の基本的な感染防止策の徹底を周知する。(関係課)

### [高齢者施設等の感染対策の強化]

- ・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設における感染対策を強化するよう、要請する。(健康保険課)

## 4) 回復期

### [感染拡大防止対策の段階的縮小]

- ・回復期には、感染拡大期・まん延期の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。(関係課)

#### [外出・集会の自粛解除]

- ・国・県の動向を踏まえ、外出や集会の自粛の解除を行う時期について検討を行い、周知する。(関係課)

#### [町立の学校、保育施設等の臨時休業の解除]

- ・県は、学校、保育施設等の設置者に対し、回復期になった時点から概ね7日ごとに厚労省と協議して、臨時休業の解除時期を検討し、要請することとなっているので、学校、保育施設等は、県の要請があれば、臨時休業の終了時期を決定し、速やかに臨時休業を解除する。(福祉課、学校教育課)

#### [町施設の閉鎖等の解除]

- ・本町施設の閉鎖や主催行事等の中止を段階的に解除する。

### 5) ワクチン

#### [国・県の主な対策]

- ・国は、引き続き、パンデミックワクチンの製造を進め、製造され次第、接種を開始する。医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、これらの者に対し、パンデミックワクチンの先行接種を行う。
- ・国は、新型インフルエンザウイルスの特徴を踏まえ、パンデミックワクチンの接種順位及び接種体制について検討を行い、国民に周知する。

#### [パンデミックワクチンの接種]

- ・県と連携・協力し、パンデミックワクチンの接種体制を整備し、ワクチンが製造され次第、接種計画に基づき、町民への接種を開始する。(健康保険課)
- ・国が定めた接種順位に基づき、接種を実施する。(健康保険課)

### 6) 感染拡大期の医療

#### [国・県の主な対策]

- ・第二段階の国内発生早期に引き続き、感染症指定医療機関等での入院治療、発熱外来の整備を行う。

### 7) まん延期の医療

#### [国・県の主な対策]

- ・都道府県は、感染拡大防止効果が得られなくなった場合は、感染症法に基づく入院措置を中止する。
- ・新型インフルエンザ患者の診療を行わせないこととしている医療機関等を除き、原則として全ての入院医療機関において治療を行う。
- ・軽症者の自宅療養：発熱相談センター、発熱外来や医療機関は、入院治療は重症患者を対象とし、軽症者には自宅療養を勧奨する。
- ・FAXによる抗インフルエンザウイルス薬の処方せん発行：事前の了承の下で、かかりつけ医は、電話診療により慢性疾患患者の感染の有無が確認できた場合は、FAXにより抗インフルエンザウイルス薬の処方せんを発行

#### [入院医療機関の把握]

- ・まん延期における全入院医療機関による入院治療は、県が所管するため、町は域内の入院医療機関の診療体制等を把握する。(健康保険課)

#### [研修・宿泊施設における入院治療]

- ・病床の不足が予測される場合には、町の研修・宿泊施設において入院患者の受け入れを行う。(関係課)

#### [町の発熱相談センター]

- ・相談件数の増加に応じて、専用回線数、人員等を増強し、電話相談体制を拡充する。(健康保険課)

### 8) 回復期の医療

#### [国・県の主な対策]

- ・対策の縮小、医療従事者の休暇付与：対策を段階的に縮小する。医療従事者に休暇を付与する。
- ・医療資器材等の配分：患者数の予測を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬、医療資器材等を適切に配分

#### [患者を受け入れた研修・宿泊施設の閉鎖]

- ・患者を受け入れた研修・宿泊施設については、患者を医療機関に移送する等により、順次閉鎖する。(関係部局)

#### [発熱相談センター]

- ・相談件数を勘案し、人員等を縮小する。(健康保険課)

### 9) 情報提供・共有

#### [情報提供]

- ・国内や域内での発生状況、対策、交通機関の運行状況等を情報提供するとともに、随時、市民へメッセージを発し、パニック等の防止を図る。(健康保険課)
- ・町ホームページ、広報媒体を用いて、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策などについて、町民に情報提供を行う。(健康保険課)
- ・不要不急な外来受診、救急車両の利用を控えるよう町民へ呼びかける。(企画総務課、健康保険課)

#### [高齢者及び障がい者など社会的弱者への情報提供]

- ・障がい者に対して、新型インフルエンザの発生状況、感染拡大防止対策等について情報提供する。(福祉課)

#### [外国人への情報提供]

- ・市内に在住する外国人に対して、新型インフルエンザの発生状況、感染拡大防止対策等について情報提供する。(住民課)

#### [発熱相談センターの周知]

- ・発熱相談センターに関する情報を市民に周知する。(健康保険課)

#### [発熱外来の周知]

- ・発熱外来に関する情報を町民に周知する。(健康保険課)

#### [生活相談窓口]

- ・生活相談のほか、こころのケアや事業者支援等、できる限り広範な内容の相談・問い合わせに対応できる体制を整備する。(企画総務課、健康保険課、福祉課、学校教育課、関係課)

#### [対策本部設置等の周知]

- ・県内で新型インフルエンザが発生した場合は、対策本部長が対策強化を表明する。(企画総務課、健康保険課)
- ・対策本部長は、まん延期における非常事態を宣言し、町としてのさらなる対策強化を表明する。(企画総務課健康保険課)
- ・情報の一元化のため広報担当者を設置し、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。(企画総務課、健康保険課)

### 1 0) 社会・経済機能の維持

#### [水道の維持]

- ・人員を確保して、水道の安定供給を維持する。(上下水道課)

#### [ごみ収集の維持]

- ・人員を確保して、ごみ収集を維持する。(まちづくり課)
- ・通常の収集回数等の維持が困難になる事態に備え、町民、事業者へごみの排出抑制を協力要請する。(まちづくり課)

#### [事業活動の縮小・継続]

- ・事業者に対し、不要不急の業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。(企画総務課)
- ・社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業の継続を要請する。(企画総務課)

#### [高齢者等社会的弱者に対する支援]

- ・自治会等と連携して、独居又は夫婦のみで生活する高齢者の世帯、障がい者の世帯など新型インフルエンザの流行により孤立化し、生活に支障を来たすおそれがある世帯に食料品・生活必需品等の配布を行う。(企画総務課、福祉課、関係課)

#### [新型インフルエンザ在宅患者への支援]

- ・在宅で療養する新型インフルエンザ患者への支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉課、健康保険課、まちづくり課、住民課、学校教育課)

### 1 1) 埋火葬

#### [国・県の主な対策(まん延期)]

- ・個人防護具、納体袋の確保：都道府県は、火葬能力・遺体安置可能数の調査を行い、市区町村と情報共有する。
- ・臨時公営墓地：都道府県は、埋葬可能な墓地がない場合は、公共用地を臨時の公営墓地とする。

#### [遺体の埋火葬]

- ・火葬場に、可能な限り火葬炉を稼働するよう、要請する。(住民課)
- ・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、直ちに、臨時遺体安置所を確保し、

遺体を適切に保存する。(まちづくり課、住民課、関係課)

- ・臨時遺体安置所が収容能力を超える事態となった場合は、公共用地を臨時の公営墓地とするなど、県、関係機関等と協力し、早急に措置を講ずる。(まちづくり課、関係課)
- ・遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(企画総務課、まちづくり課)

## 5 第四段階 小康期：患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

目的：○社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 1) 実施体制と情報収集

[対策本部の再整備]

- ・まん延期対策等の評価を行い、体制を再整備する。(企画総務課、健康保険課、関係課)

### 2) 予防・まん延防止

[手洗い、マスク着用の周知]

- ・新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にある。このため、新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する手洗いやマスク着用などの周知・注意喚起を図る。(健康保険課)

### 3) ワクチン

[パンデミックワクチンの接種]

- ・接種計画に基づき、町民への接種を継続する。(健康保険課)

### 4) 医療

[国・県の主な対策]

- ・通常の医療体制への回復：国は、都道府県等に対し、新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻すよう要請する。
- ・発熱外来・発熱相談センターの縮小・中止：国は、都道府県等に対し、地域の感染状況及びニーズを踏まえ、発熱外来及び発熱相談センターを縮小・中止するよう要請する。
- ・医療器材・医薬品の確保：国は、都道府県等に対し、不足している医療器材や医薬品の確保を行うよう要請する。
- ・第二波に備えた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄：国は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

[発熱相談センター]

- ・相談件数の減少に伴い、発熱相談センターを縮小・中止する。(健康保険課)

### 5) 情報提供・共有

[情報提供]

- ・引き続き、流行の第二波に備え、町民への情報提供と注意喚起を行う。(健康保険課、関係部課)
- ・引き続き、メディア等に対し、広報担当者から情報提供を行う。(企画総務課、健康保険課)
- ・情報提供体制を評価し、流行の第二波に向けた見直しを行う。(企画総務課、健康保険課)

[生活相談窓口]

- ・引き続き、生活相談のほか、こころのケアや事業者支援等、できる限り広範な内容の相談・問い合わせに対応できる窓口を継続する。(企画総務課、福祉課、健康保険課、学校教育課、関係課)
- ・状況を見ながら縮小する。

#### 6) 社会・経済機能の維持

##### [国・県の主な対策]

- ・社会機能の維持に関わる事業者への支援：国は、社会機能の維持に関わる事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

##### [事業者支援]

- ・国・県と連携し、社会機能の維持に関わる事業者に対し、必要な支援を行う。(企画総務課)

##### [一般事業者の業務再開]

- ・一般の事業者に対し、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について周知する。(企画総務課)

## 【用語解説】

### ◆インフルエンザ

インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）

### ◆高病原性鳥インフルエンザ

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれる、ヒトのインフルエンザウイルスとは別の A 型インフルエンザウイルスの感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多いと考えられており、調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

### ◆パンデミック

新型インフルエンザウイルスがヒトの集団に広範かつ急速に広がり、世界的な大流行を呈する状況

### ◆家きん

鶏、あひる、七面鳥及びびうずらのこと。

### ◆サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、定時的な感染症の発生状況（患者及び病原体）やその状況からの動向予測（感染症サーベイランス）が行われている。

### ◆感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

○特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症若しくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

○第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

○第2種感染症指定医療機関：二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

### ◆感染症の定義及び類型

一類感染症：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて、総合的な観点から極めて危険性が高い感染症（例：エボラ出血熱、ペスト等）

二類感染症：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて、総合的な観点から危険性が高い感染症（例：急性灰白髄炎、ジフテリア等、鳥インフルエンザ H5N1）

三類感染症：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて、総合的な観点からみ

た危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症（例：腸管出血性大腸菌感染症 O157 等）

四類感染症：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症（例：A 型肝炎、狂犬病等）

五類感染症：国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（例：インフルエンザ、麻しん、梅毒等）

新型インフルエンザ感染症：新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザをいう。

指定感染症：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において、一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症

#### ◆発熱外来

新型インフルエンザの患者を、一般の医療機関で診療すると、周囲の患者や医療従事者へ感染が広がる可能性があります。そのため、あらかじめ新型インフルエンザの患者だけを診療する医療機関を決めて、患者をそこに集中させることで、周囲の患者や医療従事者への感染を防ぐことが期待できます。

このように発熱や呼吸器症状など、新型インフルエンザが疑われる患者を集中的に診療する医療機関のことを発熱外来と言います。発熱外来は、診察や検査によって新型インフルエンザの患者を振り分けたり、入院が必要な患者を指定された医療機関に紹介する機能を持ちます。

設置期間は、県内に患者が発生したことが判明した後から、パンデミック（大流行）時までとなっています。

#### ◆発熱相談センター

新型インフルエンザの患者が海外で発生し、国内では確認されていない時期（フェーズ 4A）に、流行している国から帰国して体調に不安がある方などに対して、各保健所に発熱相談センターを設置して、主に電話で相談に対応し、必要に応じて発熱外来などの医療機関を紹介します。

設置期間は、フェーズ 4A からパンデミック（大流行）時までとなっています。

#### ◆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

#### ◆プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスがパンデミックを起こす以前に、鳥一ヒト感染の患者又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチン（現在は H5N1 亜型を用いて製造）

#### ◆パンデミックワクチン

パンデミックが実際に発生した際に、ヒト一ヒト感染を生じたウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン



与那原町新型インフルエンザ対策行動計画

平成21年 7月

【編集】

与那原町 健康保険課

電 話 098-945-2204